



山形県公報

令和5年10月20日(金)
第448号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1061
- 同……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1062
- 公有水面埋立ての免許……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……1063
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……1064
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……1065
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……1066

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………1067
- 火光利用による一本釣漁業の制限……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……1068
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……1070
- 令和4年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(同) ……1075
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……1082

## 告 示

### 山形県告示第723号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 廃止年月日    |
|--------------------|--------------------------|---------|----------|
| 丸伸建設株式会社           | わかばの森<br>村山市櫛山字金谷西4752番1 | 通 所 介 護 | 令和5.8.31 |

**山形県告示第724号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社三友医療           | さんゆう訪問介護サービス<br>米沢市万世町桑山4660 | 訪 問 介 護 | 令和 5. 7. 31 |

**山形県告示第725号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許年月日  
令和5年10月12日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所  
山形県  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子  
山形市緑町四丁目3番9号
- 3 埋立区域
  - (1) 位 置  
鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面
  - (2) 区 域  
次の各地点を順次直線で結んだ線及びA①の地点とA⑤の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
A①の地点 白山四等三角点（北緯38度43分30.2秒、東経139度40分57.6秒）から224度1分24秒、691.49メートルの地点  
A②の地点 A①の地点から 271度28分41秒 4.54メートルの地点  
A③の地点 A②の地点から 181度06分25秒 150.07メートルの地点  
A④の地点 A③の地点から 91度08分48秒 1.40メートルの地点  
A⑤の地点 A④の地点から 91度07分49秒 3.14メートルの地点
  - (3) 面 積  
681.15平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位 置  
鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面並びに同4番1、4番4、4番5及び9番2から9番4までの陸域
  - (2) 区 域  
イ 鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面に係るもの  
次の各地点を順次直線で結んだ線及びB①の地点とB⑧の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
B①の地点 白山四等三角点（北緯38度43分30.2秒、東経139度40分57.6秒）から224度23分37秒、691.31メートルの地点  
B②の地点 B①の地点から 271度05分35秒 158.60メートルの地点  
B③の地点 B②の地点から 181度06分28秒 150.06メートルの地点  
B④の地点 B③の地点から 91度06分12秒 109.00メートルの地点  
B⑤の地点 B④の地点から 181度05分04秒 3.62メートルの地点  
B⑥の地点 B⑤の地点から 91度08分11秒 51.00メートルの地点  
B⑦の地点 B⑥の地点から 1度06分28秒 3.64メートルの地点

- B⑧の地点 B⑦の地点から 271度08分04秒 1.40メートルの地点
- ロ 鶴岡市由良一丁目4番1、4番4、4番5及び9番2から9番4までの陸域に係るもの  
次の各地点を順次直線で結んだ線及びC①の地点とC⑱の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
C①の地点 白山四等三角点（北緯38度43分30.2秒、東経139度40分57.6秒）から224度1分24秒、691.49メートルの地点
- C②の地点 C①の地点から 181度06分28秒 150.04メートルの地点
- C③の地点 C②の地点から 271度08分21秒 3.14メートルの地点
- C④の地点 C③の地点から 181度06分28秒 3.64メートルの地点
- C⑤の地点 C④の地点から 271度08分28秒 51.00メートルの地点
- C⑥の地点 C⑤の地点から 181度06分09秒 19.51メートルの地点
- C⑦の地点 C⑥の地点から 76度33分50秒 30.69メートルの地点
- C⑧の地点 C⑦の地点から 76度30分27秒 48.38メートルの地点
- C⑨の地点 C⑧の地点から 37度41分05秒 7.92メートルの地点
- C⑩の地点 C⑨の地点から 1度10分35秒 34.05メートルの地点
- C⑪の地点 C⑩の地点から 271度10分18秒 25.81メートルの地点
- C⑫の地点 C⑪の地点から 1度03分46秒 108.22メートルの地点
- C⑬の地点 C⑫の地点から 90度56分29秒 26.79メートルの地点
- C⑭の地点 C⑬の地点から 182度31分56秒 19.15メートルの地点
- C⑮の地点 C⑭の地点から 92度04分55秒 8.98メートルの地点
- C⑯の地点 C⑮の地点から 0度54分02秒 27.16メートルの地点
- C⑰の地点 C⑯の地点から 271度14分15秒 30.94メートルの地点
- C⑱の地点 C⑰の地点から 181度19分13秒 3.21メートルの地点

(3) 面積

- イ 鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面に係るもの 23,984.65平方メートル
- ロ 鶴岡市由良一丁目4番1、4番4、4番5及び9番2から9番4までの陸域に係るもの 2,412.12平方メートル

5 埋立地の用途  
岸壁用地

山形県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年10月20日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 理事       | 堀米昭雄 | 最上郡鮭川村大字庭月2060番地 |

山形県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営春木地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月20日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
真室川町役場
- 3 縦覧に供する期間

令和5年10月23日から同年11月20日まで

4 その他

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第728号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 区 域   |                                           | 期 間                         |
|-------|-------------------------------------------|-----------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                             |                             |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜            | 令和5年11月23日から<br>令和6年3月31日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                         |
| 遊 佐 町 | 吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子                        | 同 上                         |

- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。
- 4 命令をしようとする理由  
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
  - (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
  - (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和5年11月22日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
  - (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
  - (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
  - (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
  - (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**山形県告示第729号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月20日から同年11月6日まで縦覧に供する。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 山形市大字門伝字北ノ越2632番3から<br>同 2723番1まで    | 旧    | 21.1メートル<br>} 6.3  | メートル<br>468 |
| 山形市大字門伝字御貸山3149番3から<br>同 北ノ越2723番1まで | 新    | 36.8メートル<br>} 12.3 | 同 上         |

**山形県告示第730号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月20日から同年11月6日まで縦覧に供する。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 山形市大字門伝字御貸山3149番3から  
同 北ノ越2723番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月20日

**山形県告示第731号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類 鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第732号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和5年9月5日 指令村総建第206号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字大塚字大塚316番9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡山辺町大字山辺2087番地18 パニエ ド フルールⅡ 204号室  
長岡 憲吾、長岡 花奈

山形県告示第733号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |        |                     |   |   |
|---|--------|---------------------|---|---|
| 〃 | 天童中央支店 | 天童市東本町一丁目2番1号       | 〃 | 〃 |
| 〃 | 河北支店   | 西村山郡河北町谷地中央二丁目1番11号 | 〃 | 〃 |

を

|   |        |               |   |   |
|---|--------|---------------|---|---|
| 〃 | 天童中央支店 | 天童市東本町一丁目2番1号 | 〃 | 〃 |
|---|--------|---------------|---|---|

に、

|   |        |   |   |   |
|---|--------|---|---|---|
| 〃 | おおくら支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|--------|---|---|---|

を

|   |        |                |   |   |
|---|--------|----------------|---|---|
| 〃 | おおくら支店 | 〃              | 〃 | 〃 |
| 〃 | 河北支店   | 寒河江市本町二丁目8番44号 | 〃 | 〃 |

に改める。

別表第5中

|   |          |                     |   |      |
|---|----------|---------------------|---|------|
| 〃 | 左沢支店     | 西村山郡大江町大字左沢889番地の1  | 〃 | 左沢支店 |
| 〃 | 飯豊支店     | 西置賜郡飯豊町大字萩生3550番地の2 | 〃 | 長井支店 |
| 〃 | 北郡信用組合本店 | 村山市楯岡晦日町1番8号        | 〃 | 楯岡支店 |

を

|          |              |   |      |
|----------|--------------|---|------|
| 北郡信用組合本店 | 村山市楯岡晦日町1番8号 | 〃 | 楯岡支店 |
|----------|--------------|---|------|

に、

|              |                |   |         |
|--------------|----------------|---|---------|
| 山形中央信用組合陵南支店 | 寒河江市本町一丁目7番16号 | 〃 | 寒河江中央支店 |
|--------------|----------------|---|---------|

を

|                  |                    |                  |             |      |
|------------------|--------------------|------------------|-------------|------|
| 山形中央信用組合<br>左沢支店 | 寒河江市本町一丁目7<br>番16号 | 〃                | 寒河江中央<br>支店 |      |
| 〃                | 陵南支店               | 〃                | 〃           |      |
| 〃                | 飯豊支店               | 長井市本町一丁目3番<br>3号 | 〃           | 長井支店 |

に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年10月23日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同年11月20日から施行する。

**海区漁業調整委員会関係**

**指 示**

**山形海区漁業調整委員会指示第3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年10月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

令和5年12月1日から令和6年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第45条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

**山形海区漁業調整委員会指示第4号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

令和5年10月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業
- (2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

| 区 域 |                                       | 各点の位置                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明石礁 | 右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 | イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分（ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点<br>ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分（ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点<br>ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分（ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点<br>ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分（ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点 |
| 大瀬  | 右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 | ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分（ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点<br>ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分（ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点<br>ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分（ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点<br>チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分（ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点 |

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

3 有効期間

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年11月30日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ノート型パソコン 650台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月22日（金）
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課分室（15階）
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。



- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年11月15日（水）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月8日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook personal computers Quantity: 650
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 30, 2023
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年8月から同年9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月20日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関65箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|-----------|-------------|------|
| 秘 書 課                   | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| 広 報 広 聴 推 進 課           | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| 人 事 課                   | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| 企 画 調 整 課               | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| 総 合 交 通 政 策 課           | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| D X 推 進 課               | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| 統 計 企 画 課               | 令和5年8月4日  | 奥山委員        | 松田委員 |
| しあわせ子育て政策課              | 令和5年8月4日  | 海老名委員       | —    |
| 産 業 創 造 振 興 課           | 令和5年8月4日  | 海老名委員       | —    |
| 産 業 技 術 イ ノ ベ ー シ ョ ン 課 | 令和5年8月4日  | 海老名委員       | —    |

|                |           |              |               |
|----------------|-----------|--------------|---------------|
| 商業振興・経営支援課     | 令和5年8月4日  | 海老名委員        | —             |
| 県産品流通戦略課       | 令和5年8月4日  | 海老名委員        | —             |
| 雇用・産業人材育成課     | 令和5年8月4日  | 海老名委員        | —             |
| 働き方改革実現課       | 令和5年8月23日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 財政課            | 令和5年8月23日 | 奥山委員<br>高橋委員 | 松田委員<br>海老名委員 |
| 高等教育政策・学事文書課   | 令和5年8月23日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 管財課            | 令和5年8月23日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 税政課            | 令和5年8月23日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 管理課            | 令和5年8月23日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 建設企画課          | 令和5年8月23日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 県土利用政策課        | 令和5年8月23日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 下水道課           | 令和5年8月23日 | 奥山委員<br>高橋委員 | 松田委員<br>海老名委員 |
| 空港港湾課          | 令和5年8月23日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 農政企画課          | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 専門職大学整備推進課     | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 農業経営・所得向上推進課   | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 県産米・農産物ブランド推進課 | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 農村計画課          | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 農村整備課          | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 森林ノミクス推進課      | 令和5年8月24日 | 奥山委員         | 松田委員          |
| 都市計画課          | 令和5年8月24日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 道路整備課          | 令和5年8月24日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 道路保全課          | 令和5年8月24日 | 高橋委員         | 海老名委員         |
| 河川課            | 令和5年8月24日 | 高橋委員         | 海老名委員         |

|                 |           |      |       |
|-----------------|-----------|------|-------|
| 砂防・災害対策課        | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 建築住宅課           | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 健康福祉企画課         | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 医療政策課           | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 地域福祉推進課         | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| がん対策・健康長寿日本一推進課 | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 農業技術環境課         | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 園芸大國推進課         | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 畜産振興課           | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 水産振興課           | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 高齢者支援課          | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 障がい福祉課          | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 観光復活推進課         | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 文化スポーツ振興課       | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 博物館・文化財活用課      | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 教育政策課           | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 教職員課            | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 生涯教育・学習振興課      | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 義務教育課           | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 特別支援教育課         | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 高校教育課           | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| スポーツ保健課         | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 国民スポーツ大会推進課     | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 人事委員会事務局        | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

|          |          |      |       |
|----------|----------|------|-------|
| 総務厚生課    | 令和5年9月4日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 会計局      | 令和5年9月4日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 議会事務局    | 令和5年9月4日 | 松田委員 | 海老名委員 |
| 労働委員会事務局 | 令和5年9月4日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 福利厚生課    | 令和5年9月4日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 監査委員事務局  | 令和5年9月4日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 警察本部     | 令和5年9月4日 | 奥山委員 | 松田委員  |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 統計企画課

- (イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの  
(内容)

支払期限内に支払をしていないもの 1件  
 15階印刷室プリント料（令和4年8月分）  
 請求書受理日 令和4年9月12日  
 支払期限 令和4年10月11日  
 支払日 令和4年10月21日  
 支出額 3,035円

ロ しあわせ子育て政策課

- (イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの  
(内容)

負担金交付申請者に対し、負担金の額の確定に係る通知を行っていないもの 1件  
 令和4年度山形県やまがたハッピーサポートセンター負担金

- (ロ) 契約の締結又は履行が適切でないもの  
(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件  
 すごいな！山形わくわく体験モデル事業実施業務委託  
 契約金額 6,930,000円  
 要契約保証金 693,000円

ハ 雇用・産業人材育成課

- (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの  
(内容)

工事の請負について、公所長に委任された額（1件の予定価格500万円以内）を超えて予算を配当替し、執行させているもの  
 学生寮エアコン設置工事 予定価格 11,568,920円

ニ 県土利用政策課

- (イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの  
(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和4年度やまがたの誇れる景観魅力発信業務委託

契約金額 2,381,500円

要契約保証金 238,150円

ホ 県産米・農産物ブランド推進課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和4年度山形県農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

実績報告期限 令和4年11月27日

実績報告日 令和5年2月28日

へ 道路整備課

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

予定価格及び最低制限価格の積算を誤って落札決定をしたため、契約を解除したもの 1件

令和4年度（債務負担行為工事）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事

ト 建築住宅課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金を検査が完了した日から4箇月を超えて次年度予算から支出したもの 1件

定期購読書籍の購入

検査日 令和4年1月31日

請求書受理日 令和4年6月23日

支払日 令和4年7月7日

支出額 6,300円（次年度予算から支出）

チ 農業技術環境課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

a 実績報告日から額の確定までの期間が3箇月以上のもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和4年度山形県スマート農業導入支援事業費補助金

実績報告日 令和4年10月12日

額の確定日 令和5年1月24日

b 実績報告日から額の確定までの期間が2箇月以上のもの 125件

主な事例は以下のとおり

令和4年度山形県肥料コスト低減技術導入支援事業費補助金

実績報告日 令和5年2月28日

額の確定日 令和5年5月8日

リ 高齢者支援課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

補助金の交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの 16件

主な事例は以下のとおり

令和4年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金

交付申請日 令和4年9月8日

交付決定日 令和4年11月11日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 文書の管理事務が適切でないもの（障がい福祉課、スポーツ保健課）

ロ 支出

(イ) 年度所属区分を誤ったもので1万円以上のもの（特別支援教育課）

(ロ) 支払期限内に支払をしていないもの（しあわせ子育て政策課、雇用・産業人材育成課、河川課、健康福祉企画課）

(ハ) 請求書の提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（障がい福祉課）

(ニ) 支払義務がないにもかかわらず支払い戻入したもの（健康福祉企画課）

ハ 契約

(イ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続が行われていないもの（道路整備課）

ニ 補助金

(イ) 補助金の交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの（地域福祉推進課）

(ロ) 補助金の交付額が軽微な変更該当しない減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないもの（健康福祉企画課）

(ハ) 事業費の2割を超える減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないもの（警察本部）

(ニ) 変更交付決定に伴う補助金等の返還について、戻入決定が変更交付決定の日から1箇月を超えて遅延しているもの（しあわせ子育て政策課、健康福祉企画課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年7月から同年8月までに実施した令和4年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月20日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   |   | 乃 |

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体 山形県公立大学法人等 9法人

(2) 監査対象期間 令和4年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、関係書類等を照合確認するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、以上のとおり監査した限りにおいて、適正に行われているものと認められた。監査対象の団体ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 山形県公立大学法人

監査実施年月日 令和5年8月25日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,053,160,000円 | 基本財産の現在額<br>2,053,160,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。 |

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称          | 補助等対象事業費     | 補助等の金額       | 補助等の目的                                     |
|-----------------|--------------|--------------|--------------------------------------------|
| 山形県公立大学法人運営費交付金 | 977,828,000円 | 622,462,000円 | 県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(2) 公立大学法人山形県立保健医療大学

監査実施年月日 令和5年7月24日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,941,881,000円 | 基本財産の現在額<br>2,941,881,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。 |

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                         | 補助等対象事業費       | 補助等の金額       | 補助等の目的                                     |
|--------------------------------|----------------|--------------|--------------------------------------------|
| 公立大学法人山形県立保健医療大学運営費交付金         | 1,070,852,620円 | 754,182,000円 | 県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。 |
| 山形県看護師等学校養成所地域医療体験セミナー実施事業費補助金 | 5,280円         | 5,000円       | 看護師等学校養成所の学生が参加する地域医療体験セミナーの開催に要する経費を補助する。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし



(3) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 令和5年8月25日

担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額           | 基本財産の状況                                     | 団体の目的                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11,527,033,307円 | 基本財産の現在額<br>19,624,389,029円<br>県の出資割合 58.7% | 地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。 |

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                          | 補助等対象事業費       | 補助等の金額         | 補助等の目的                                        |
|---------------------------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------|
| 新人看護職員研修事業費補助金                  | 1,247,838円     | 622,000円       | 新人看護職員の研修に要する経費を補助する。                         |
| 産科医等確保支援事業費補助金                  | 4,730,000円     | 820,000円       | 産科医等の処遇改善に要する経費を補助する。                         |
| 山形県看護師等キャリアアップ支援事業費補助金          | 2,530,328円     | 1,264,000円     | 認定看護師教育課程の受講に要する経費を補助する。                      |
| 山形県女性医師就労環境改善事業費補助金             | 4,198,227円     | 1,820,000円     | 医師短時間正職員制度やベビシッター利用、屋外清掃代行サービス利用料に要する経費を補助する。 |
| 小児救急支援事業費補助金                    | 2,535,168円     | 1,690,000円     | 小児救急に係る休日夜間の診療体制の確保に要する経費を補助する。               |
| 災害医療対策事業費補助金（防災訓練等参加支援事業）       | 618,237円       | 618,000円       | 大規模地震時医療活動訓練への参加に要する経費を補助する。                  |
| 災害派遣医療チーム研修事業費補助金               | 79,140円        | 56,720円        | 新興感染症クラスター対応研修への参加に要する経費を補助する。                |
| 山形県感染症指定医療機関運営費補助金              | 122,571,016円   | 546,000円       | 感染症病床の運営に要する経費を補助する。                          |
| 山形県日中一時支援事業運営費補助金               | 52,723,509円    | 2,820,000円     | 長期入院時の日中一時受け入れの運営に要する経費を補助する。                 |
| 山形県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金         | 6,591,836円     | 5,000,000円     | がん診療連携拠点病院の機能強化に要する経費を補助する。                   |
| 山形県新型コロナウイルス感染症対応医療機関設備整備事業費補助金 | 5,086,950円     | 4,723,000円     | 新型コロナウイルス感染症に対応する入院医療機関設備の整備に要する経費を補助する。      |
| 山形県新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保対策事業費補助金 | 1,138,497,000円 | 1,138,497,000円 | 新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保に要する経費を補助する。             |

|                    |                |                |                                                    |
|--------------------|----------------|----------------|----------------------------------------------------|
| 山形県看護職員等処遇改善事業費補助金 | 22,512,473円    | 22,181,000円    | 看護職員等の処遇改善に要する経費を補助する。                             |
| 山形県へき地診療所運営費補助金    | 31,353,911円    | 16,230,000円    | 飛鳥診療所の運営に要する経費を補助する。                               |
| 山形県・酒田市病院機構運営費負担金  | 1,392,167,000円 | 1,392,167,000円 | 山形県・酒田市病院機構の運営に要する費用を負担する。                         |
| 長期借入金              | —              | 106,400,000円   | 令和4年度日本海総合病院の一般改修に要する経費を貸し付ける。                     |
| 長期借入金              | —              | 210,000,000円   | 令和4年度日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院の医療機器整備に要する資金を貸し付ける。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(4) 公益財団法人山形県企業振興公社

監査実施年月日 令和5年7月24日

担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団体の目的                                                                 |
|--------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 158,080,000円 | 基本財産の現在額<br>293,110,000円<br>県の出資割合 53.9% | 中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与する。 |

(ロ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管理施設名         | 令和4年度管理経費等  | 指定期間                       | 業務の内容                                |
|---------------|-------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 山形県産業創造支援センター | 12,578,620円 | 令和2年4月1日<br>～<br>令和5年3月31日 | 山形県産業創造支援センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務を行う。 |

(ハ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                | 補助等対象事業費     | 補助等の金額      | 補助等の目的                                     |
|-----------------------|--------------|-------------|--------------------------------------------|
| 山形県企業振興公社運営費補助金       | 114,223,372円 | 85,455,213円 | 公社の運営に要する経費を補助する。                          |
| 山形県経営基盤強化体制整備事業費補助金   | 39,380,226円  | 32,704,400円 | 県内中小企業の経営基盤の強化、創業支援等に寄与する事業に要する経費を補助する。    |
| 山形県下請企業振興事業費補助金       | 5,521,252円   | 5,521,252円  | 受発注情報の収集提供、取引あっせん等を行う事業に要する経費を補助する。        |
| 山形県自動車関連産業集積促進等事業費補助金 | 12,585,293円  | 12,405,293円 | 県内企業の自動車関連産業への参入支援、取引拡大推進を行う事業に要する経費を補助する。 |

|                       |              |              |                                        |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------------------------------|
| 山形県中小企業成長支援事業費補助金     | 32,828,833円  | 22,676,033円  | 県内中小企業の販路開拓・拡大を支援する事業に要する経費を補助する。      |
| 山形県産業創造支援センター設置事業費補助金 | 59,596,761円  | 57,273,350円  | 産業創造支援センターの設置、運営に要する経費を補助する。           |
| 山形県オンライン営業力強化支援事業費補助金 | 441,705円     | 441,705円     | オンライン活用による営業力強化のためのセミナーの開催に要する経費を補助する。 |
| 山形県中小企業パワーアップ事業費補助金   | 227,309,000円 | 227,308,682円 | 新事業転換に取り組む中小企業等を支援する事業に要する経費を補助する。     |
| 商談会開催事業負担金            | 8,199,243円   | 2,110,000円   | 県内企業の受発注拡大に資する商談会の開催に要する経費を負担する。       |
| 工業技術力整備機械貸与事業資金貸付金    | —            | 438,839,225円 | 設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。                  |
| 自動車航空機関連産業設備貸与事業資金貸付金 | —            | 447,518,192円 | 設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。                  |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付金      | —            | 674,323,500円 | 設備貸与事業に要する事業資金を貸し付ける。                  |

| 補助等の名称             | 借入金残高        | 補償期間                         | 補助等の目的                 |
|--------------------|--------------|------------------------------|------------------------|
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 27,882,000円  | 平成27年4月1日<br>～<br>令和8年10月22日 | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 21,227,000円  | 平成28年4月1日<br>～<br>令和9年12月25日 | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 48,313,000円  | 平成29年4月3日<br>～<br>令和10年9月25日 | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 53,114,000円  | 平成30年4月2日<br>～<br>令和12年2月27日 | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 43,993,000円  | 平成31年4月1日<br>～<br>令和13年3月29日 | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 30,842,000円  | 令和2年4月1日<br>～<br>令和14年3月29日  | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 101,678,000円 | 令和3年4月1日<br>～<br>令和14年12月27日 | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 122,500,000円 | 令和4年4月1日<br>～<br>令和16年1月26日  | 設備貸与事業に要する設備調達資金を補償する。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(5) 山形県信用保証協会

監査実施年月日 令和5年8月25日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るもののお納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称            | 補助等対象事業費 | 補助等の金額         | 補助等の目的                         |
|-------------------|----------|----------------|--------------------------------|
| 山形県信用保証協会保証料補給補助金 | —        | 1,044,122,000円 | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図る。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(6) 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 令和5年7月24日

担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                    | 団体の目的                                                                                                           |
|--------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 817,275,958円 | 基本財産の現在額<br>1,823,243,108円<br>県の出資割合 44.8% | 農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。 |

(ロ) 補助等に係るもののお納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                       | 補助等対象事業費     | 補助等の金額       | 補助等の目的                                                     |
|------------------------------|--------------|--------------|------------------------------------------------------------|
| やまがた農業支援センター運営強化事業費補助金       | 47,715,078円  | 29,255,000円  | 推進体制を強化し、事業効果の向上につなげるため、センターの運営に要する経費を補助する。                |
| 山形県農地集積・集約化対策事業費補助金          | 161,050,518円 | 161,048,292円 | 農地中間管理事業に要する経費を補助する。                                       |
| 山形県旧鉱物採掘区域復旧事業費補助金           | 95,401,600円  | 95,401,600円  | 旧鉱物採掘区域で発生した損害の復旧に要する経費を補助する。                              |
| 果樹王国やまがた再生戦略推進サポート事業費補助金     | 12,027,766円  | 12,027,766円  | 災害に強い産地の形成や担い手の減少を見据えた抜本的な果樹産地の再生に向けた対策を推進するために要する経費を補助する。 |
| 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金 | 32,202,666円  | 32,202,666円  | 本県農業の多様な担い手の育成及び確保に関する事業に要する経費を補助する。                       |
| 山形県農業経営法人化等総合支援事業費補助金        | 8,462,164円   | 3,106,000円   | 農業経営の法人化等の推進や経営の質の向上を支援する事業に要する経費を補助する。                    |

|                               |             |             |                                                                        |
|-------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 山形県農山漁村発イノベーションサポートセンター運営費補助金 | 5,080,861円  | 5,080,861円  | 農山漁村発イノベーション事業主体が直面する課題に対する支援を行うため、農山漁村発イノベーションサポートセンターの運営に要する経費を補助する。 |
| 山形県安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金        | 22,465,266円 | 17,186,236円 | やまがた農産物安全・安心取組認証業務、有機農産物認証業務及び特別栽培農産物認証業務に要する経費を補助する。                  |
| やまがたGAP第三者認証事業費補助金            | 4,423,817円  | 2,963,680円  | やまがたGAP第三者認証業務に要する経費を補助する。                                             |

| 補助等の名称        | 借入金残高       | 補償期間                         | 補助等の目的                |
|---------------|-------------|------------------------------|-----------------------|
| 担い手支援資金（損失補償） | 64,620,950円 | 令和4年5月18日<br>～<br>令和10年3月31日 | 農地中間管理事業に要する借入金を補償する。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(7) 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

監査実施年月日 令和5年8月25日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                    | 団体の目的                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1,759,472,827円 | 基本財産の現在額<br>2,652,890,862円<br>県の出資割合 66.3% | 森林の適切な整備に関する事業及び緑化の推進に関する事業等を行うことにより、水源のかん養・県土の保全・温暖化防止等森林の公益的機能の高度発揮による県民の生活環境の保全、県民生活に必要な木材の安定供給、林業生産性の向上、林業担い手の労働環境及び雇用の改善、県民総参加による緑化の促進を図り、もって潤いのある県土づくりと農山村経済の振興等に寄与する。 |

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称             | 借入金残高          | 補償期間    | 補助等の目的                            |
|--------------------|----------------|---------|-----------------------------------|
| 森林整備活性化資金（損失補償）    | 1,151,352,400円 | 16年～30年 | 分収林事業に要する借入金（無利子）を補償する。           |
| 林業基盤整備（造林）資金（損失補償） | 4,454,585,000円 | 20年～55年 | 分収林事業に要する借入金（有利子）を補償する。           |
| 施業転換資金（損失補償）       | 587,411,291円   | 19年～35年 | 保育基準、施業工程の見直しなど施業の転換に要する借入金を補償する。 |
| 利用間伐推進資金（損失補償）     | 109,260,000円   | 14年～16年 | 森林整備（植林、保育及び伐採等）に要する借入金を補償する。     |

|            |                |     |                                         |
|------------|----------------|-----|-----------------------------------------|
| 借換資金（損失補償） | 1,659,293,159円 | 38年 | 森林整備活性化資金として借り入れた資金のうち、借り換えた資金について補償する。 |
|------------|----------------|-----|-----------------------------------------|

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(8) 山形県土地開発公社

監査実施年月日 令和5年8月25日  
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団 体 の 目 的                                           |
|-------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 30,000,000円 | 基本財産の現在額<br>30,000,000円<br>県の出資割合 100% | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(9) 山形県道路公社

監査実施年月日 令和5年8月25日  
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                 | 団 体 の 目 的                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 366,000,000円 | 基本財産の現在額<br>366,000,000円<br>県の出資割合 100% | 山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 |

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から、令和5年7月21日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年10月20日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関            | 指 摘 事 項                               | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業総合研修センター水田農業研究所 | 支出事務が適切でないもの                          | <p>庶務担当が、月数回の確認日を設けて請求書の確認を行う。</p> <p>また、実際に購入する職員に対しても、毎週行っている朝会等を活用して声掛けをし、請求漏れがないことの確認を徹底する。</p>                                                                                                                     |
| 農業総合研修センター畜産研究所   | 前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの | <p>定期的な収入については、チェックシートを作成し、調定の漏れや遅れがないか確認する。</p> <p>随時の収入についても、経理担当者に起案が回議されてきた時点で、備忘録を作成し、遅延防止を図る。</p>                                                                                                                 |
| 農業総合研修センター養豚研究所   | 執行管理体制が適切でないもの                        | <p>納入通知書を発送する前、納入金額等が概ね確定した時点で、納期限の目安を記載した文書を送付することで、未納の発生を未然に防ぐ。</p> <p>送付する文書については、適宜回覧し、研究員及び庶務担当の職員全員で情報共有する。</p> <p>納期限までに入金を確認されない場合には、催告など、債権の収納促進を適切に実施する。</p> <p>上記と合わせ、会計事務研修会等に庶務担当職員が参加し、復命等により職員で共有する。</p> |
| 村山電気水道事務所         | 財産の管理が適切でないもの                         | <p>行政資産の使用許可について、使用許可期間ごとのリスト整理を行う等により、更新許可事務の手続漏れを防止する事務の改善を図った。</p>                                                                                                                                                   |

令和5年10月20日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年10月20日発行 発行人 山形県